

第5章 防災指針 (立地適正化計画)



防災指針（立地適正化計画）

本章では、市内の災害リスクに対応した防災・減災に関する取組施策を示します。

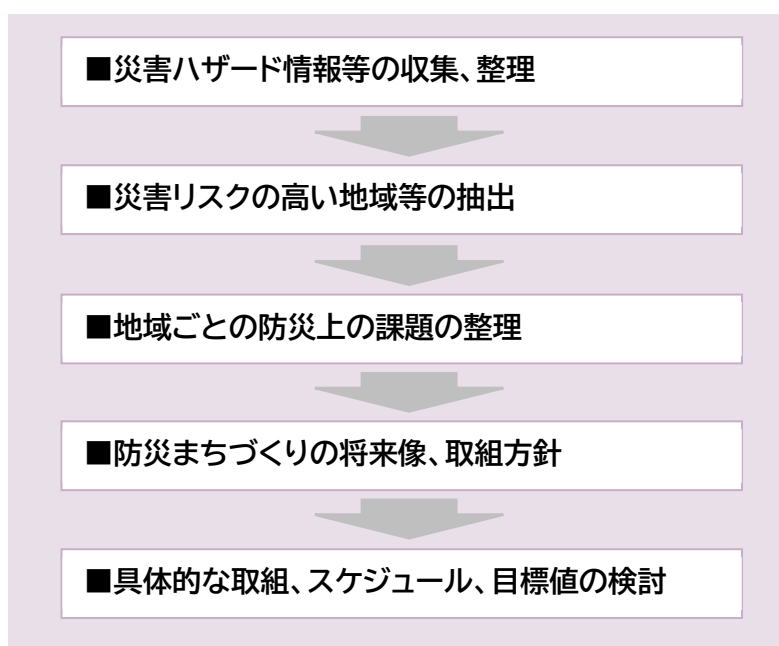
1

防災指針とは

近年、全国各地で頻発・激甚化している自然災害に対応するため、防災とまちづくりが連携した取組の重要性が高まっています。それらの課題を踏まえ、令和2（2020）年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能確保を図るための指針です。本市の防災に関する計画である「西東京市国土強靱化地域計画」や「西東京市地域防災計画」とも整合を図りながら定めるものです。

《 防災指針の検討フロー 》



※目標値は「第6章 計画の推進に向けて」の「4 評価指標」において、ほかの評価指標とあわせて、整理しています。

2

災害ハザード情報等の収集、整理

(1) 対象とする災害ハザード情報

前章までに設定した居住誘導区域内の災害リスクの分析を行うため、発生するおそれのある災害ハザード情報を整理することが必要です。そのため、国土交通省が示す「立地適正化計画作成の手引き」に基づき、以下に各法令等に基づいて公表されている災害ハザード情報を整理します。

なお、浸水想定区域については、発生頻度に応じた被害状況の多段階の確認のため、想定最大規模と計画規模の両面から整理することとします。

1)土砂

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
①土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法* 第9条第1項	◇避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域 出典:土砂災害防止法の概要(国土交通省)	東京都
②土砂災害警戒区域	土砂災害防止法* 第7条第1項	◇土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域 出典:土砂災害防止法の概要(国土交通省)	東京都

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の略

2)地震

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
①建物倒壊危険度	東京都震災対策条例 第12条	◇木造住宅密集地域整備事業、東京都建築安全条例による新たな防火規制、建物の耐震化助成等の地域の選定に活用する 出典:第9回地震に関する地域危険度測定調査(東京都、令和4(2022)年)(以下、②~④同様)	東京都
②火災危険度	東京都震災対策条例 第12条	◇木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、防火地域の指定、東京都建築安全条例による新たな防火規制等の地域の選定に活用する	東京都
③災害時活動困難係数	東京都震災対策条例 第12条	◇災害時活動のしやすさ(困難さ)はその後の被害の大きさに影響することから、災害時活動のしやすさ(困難さ)を道路基盤の整備状況に基づき算出する	東京都
④総合危険度	東京都震災対策条例 第12条	◇地震動による町丁目ごとの危険性を評価し、危険度を分かりやすく示して都民の防災意識の高揚を図る	東京都

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
⑤木造住宅密集地域	東京都震災対策条例第13条	◇木造住宅密集地域の不燃化・耐震化などにおける、より実効性の高い対策検討に活用する 出典:防災都市づくり推進計画(東京都、令和3(2021)年3月一部修正)	東京都
⑥不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域	東京都震災対策条例第13条		東京都
⑦多摩東部直下地震による全壊棟数分布	東京都震災対策条例第12条	◇木造住宅密集地域整備事業、東京都建築安全条例による新たな防火規制、建物の耐震化助成等の地域の選定に活用する 出典:首都直下地震等による東京の被害想定(東京都、令和4(2022)年5月)	東京都
⑧多摩東部直下地震による焼失棟数分布	東京都震災対策条例第12条		東京都

3) 洪水(石神井川・白子川・黒目川・落合川・柳瀬川・空堀川及び奈良橋川)・内水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的	作成主体
①浸水予想区域(想定最大規模) <石神井川・白子川、黒目川・落合川・柳瀬川・空堀川及び奈良橋川>	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)等	◇外水氾濫と内水氾濫をあわせて表示し、住民に大雨による水害の危険性を理解させ、事前の備えや避難に役立ててもらうため 出典:東京都建設局 HP	東京都 都市型水害対策連絡会
②浸水想定区域(想定最大規模※1) <石神井川・白子川>	水防法第14条第2項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図る 出典:水防法第14条第2項 ◇特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき区域 出典:水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(国土交通省、令和3(2021)年5月)	東京都
③浸水想定区域(計画規模※1) <石神井川・白子川>	水防法第14条第2項		東京都
④浸水想定区域 (浸水継続時間:想定最大規模) <石神井川・白子川、黒目川・落合川・柳瀬川・空堀川及び奈良橋川>	水防法第14条第2項	東京都	
⑤家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) <石神井川・白子川>	— ※2	◇想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域 ◇洪水時における屋内安全確保(垂直避難)の適否の判断等に有効な情報となる 出典:水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(国土交通省、令和3(2021)年5月)	東京都

※1: 想定最大規模は、水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨(計画規模を上回るもの)で、計画規模は河川法に基づく河川整備基本方針の目標降雨に相当する降雨

※2: 「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」(国土交通省等、平成27(2015)年7月策定)において、浸水想定区域図とともに作成方法が示されている。

(2) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

本市において対象とする各災害ハザード情報について、都市再生特別措置法や都市計画運用指針における取り扱い（誘導区域に含む、または誘導区域から除外）を整理すると次のとおりです。

《 対象とする災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性 》

分類	災害ハザード情報	国の考え方(各区域の取り扱い)
土砂	①土砂災害特別警戒区域	<p style="text-align: center;">災害レッドゾーン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。 </div>
	②土砂災害警戒区域	
地震	①建物倒壊危険度	<p style="text-align: center;">災害イエローゾーン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。 </div>
	②火災危険度	
	③災害時活動困難係数	
	④総合危険度	
	⑤木造住宅密集地域	
	⑥不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域	
	⑦多摩東部直下地震による全壊棟数分布	
	⑧多摩東部直下地震による焼失棟数分布	
洪水・内水	①浸水予想区域(想定最大規模)	
	②浸水想定区域(想定最大規模)	
	③浸水想定区域(計画規模)	
	④浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模)	
	⑤家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	

国の考え方を踏まえ、次項以降では、次の考えのもと分析を行います。

(災害レッドゾーン)

⇒ 居住誘導区域から除外します。(第4章での居住誘導区域の設定の考え方と整合)

(災害イエローゾーン)

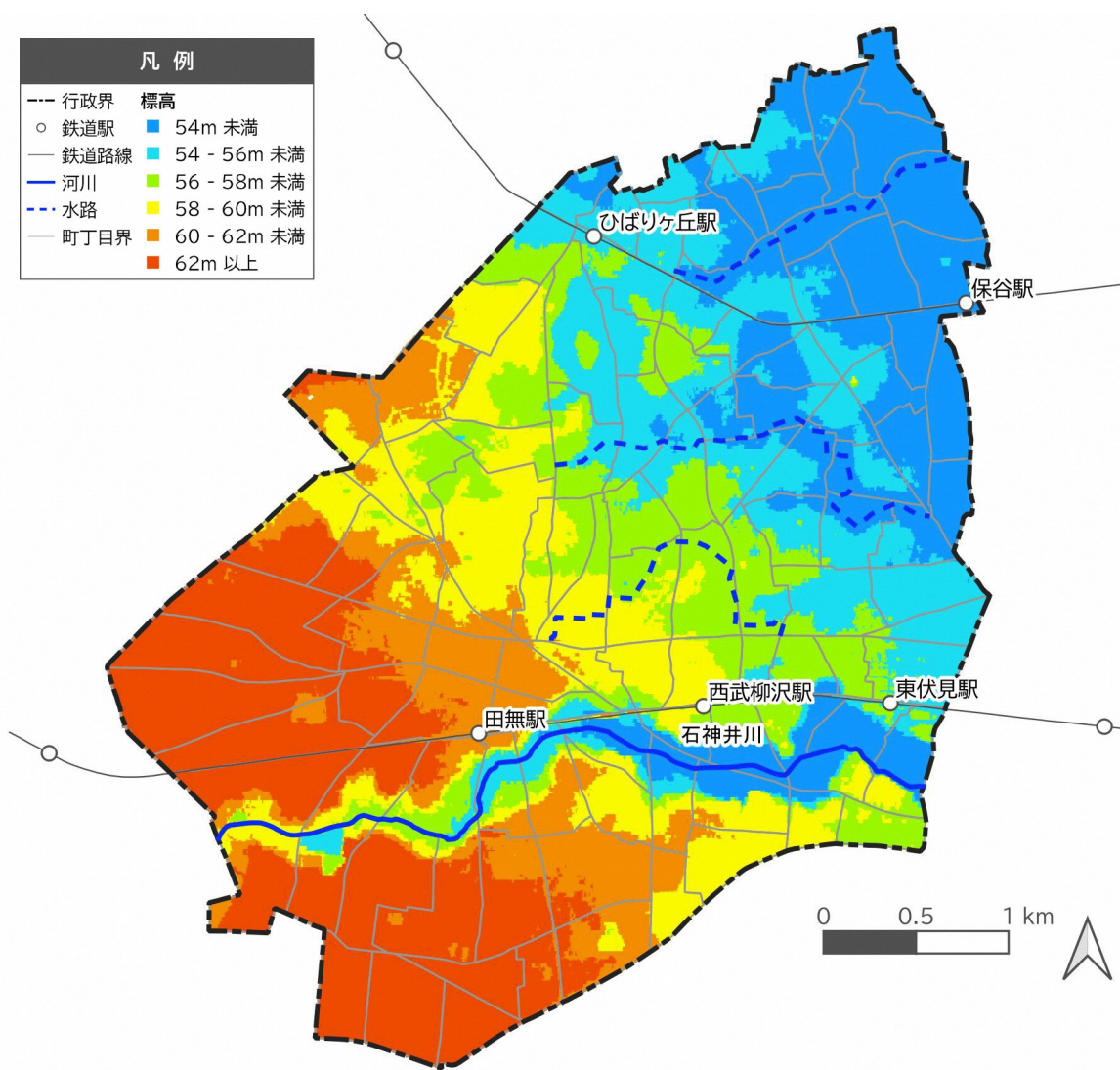
⇒ 第4章で設定した居住誘導区域内での災害イエローゾーンの災害リスク分析を行った上で課題を整理し、そのリスクを低減する施策を検討します。

(3) 災害ハザード情報等の整理

1) 地形図

本市は、武蔵野台地（武蔵野面）に位置しており、台地上はおおむね平坦となっています。河川である石神井川や現在水路となっている白子川の支流等が台地を削ったことによる谷底平野や浅い谷は、周囲よりも標高が低くなっています。

《 地形図 》

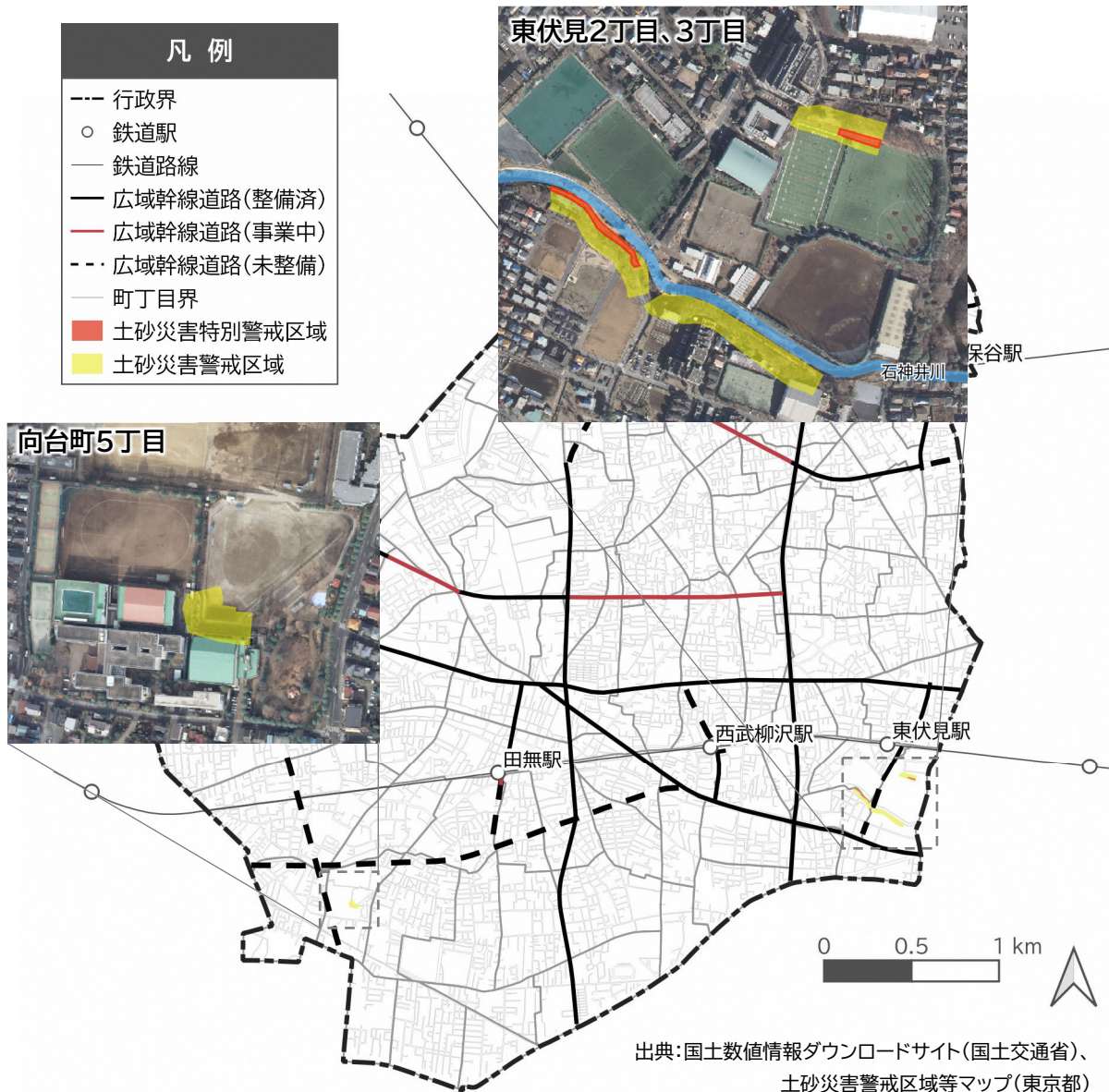


出典：基盤地図情報(国土交通省国土地理院)

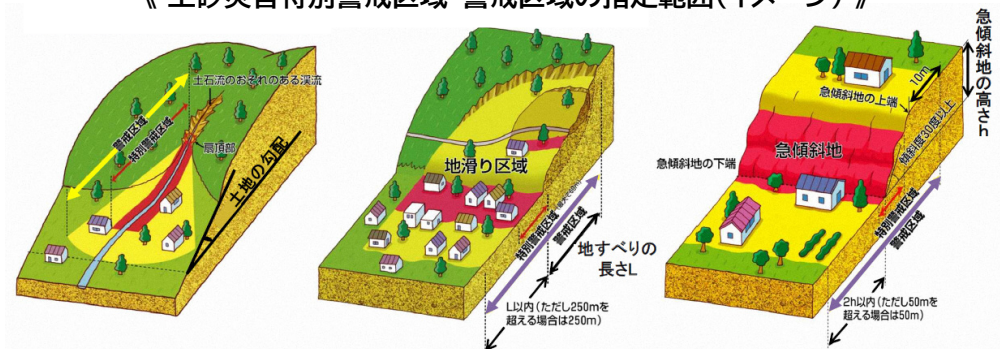
2) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

市内の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定状況としては、市南東部の東伏見2丁目及び東伏見3丁目の石神井川付近の一部、向台町5丁目の一部が指定されています。

《 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 》



《 土砂災害特別警戒区域・警戒区域の指定範囲(イメージ) 》

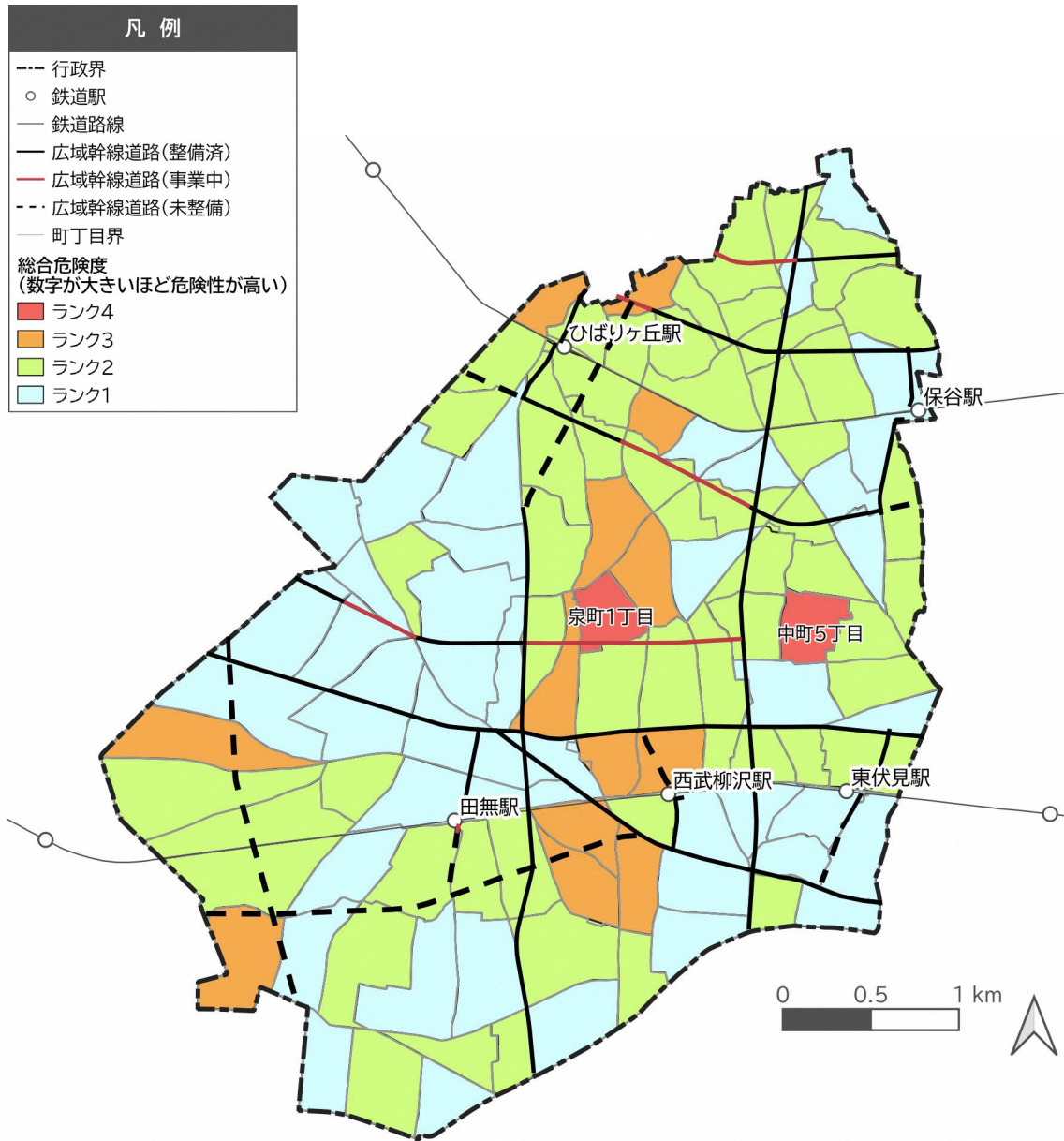


出典:東京都の土砂災害対策事業パンフレット(令和5(2023)年9月)

3) 地震に関する総合危険度

建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数から算出された総合危険度は、泉町1丁目と中町5丁目でランク4となっているほか、ランク3の地域も市内各地に存在しています。

《 総合危険度 》

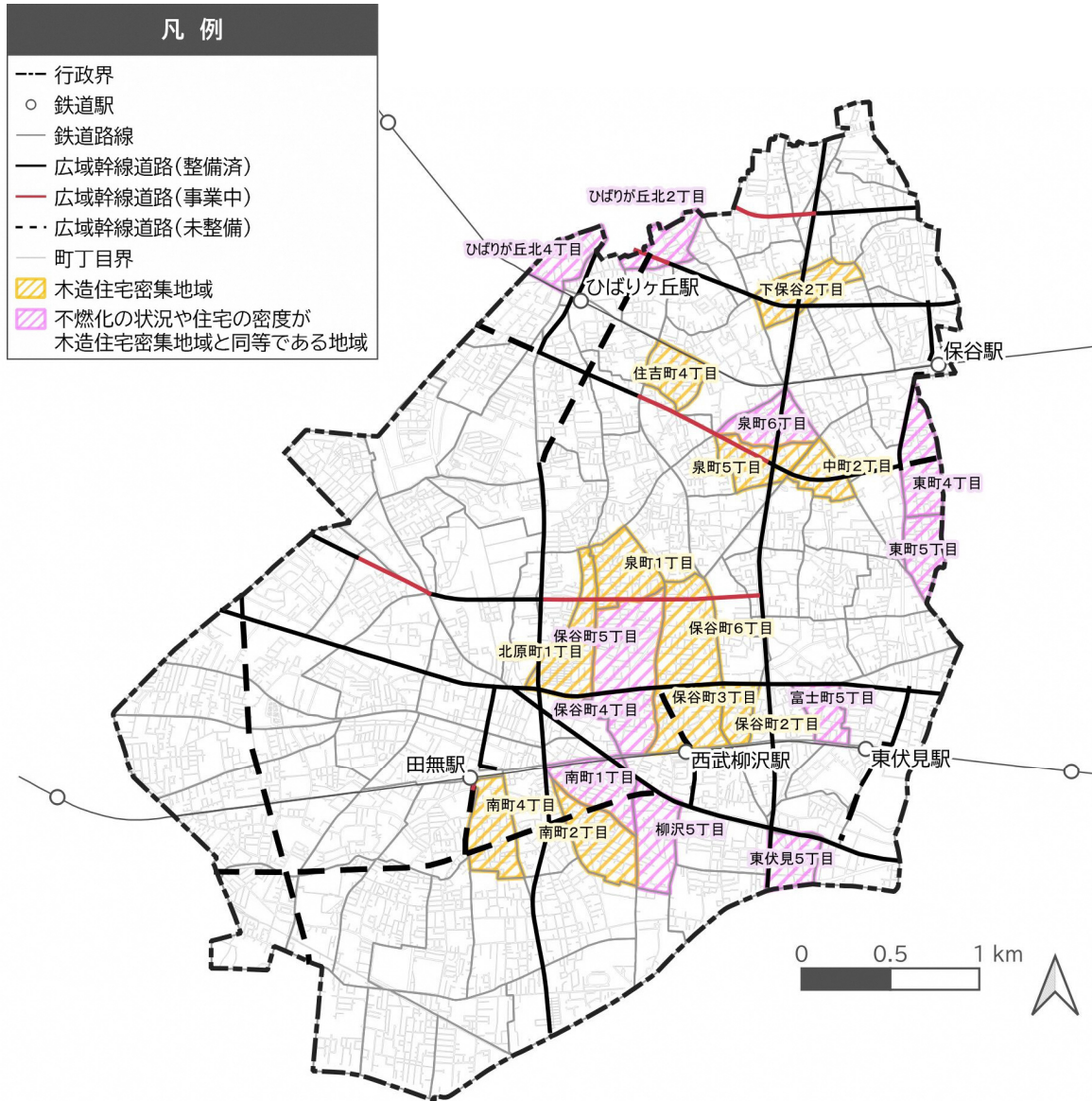


出典：第9回地震に関する地域危険度測定調査(東京都、令和4(2022)年)

4) 木造住宅密集地域及び不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域

木造住宅密集地域及び不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域は、市の中央部から北部にかけて多く見られます。

《 木造住宅密集地域及び不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等の地域 》

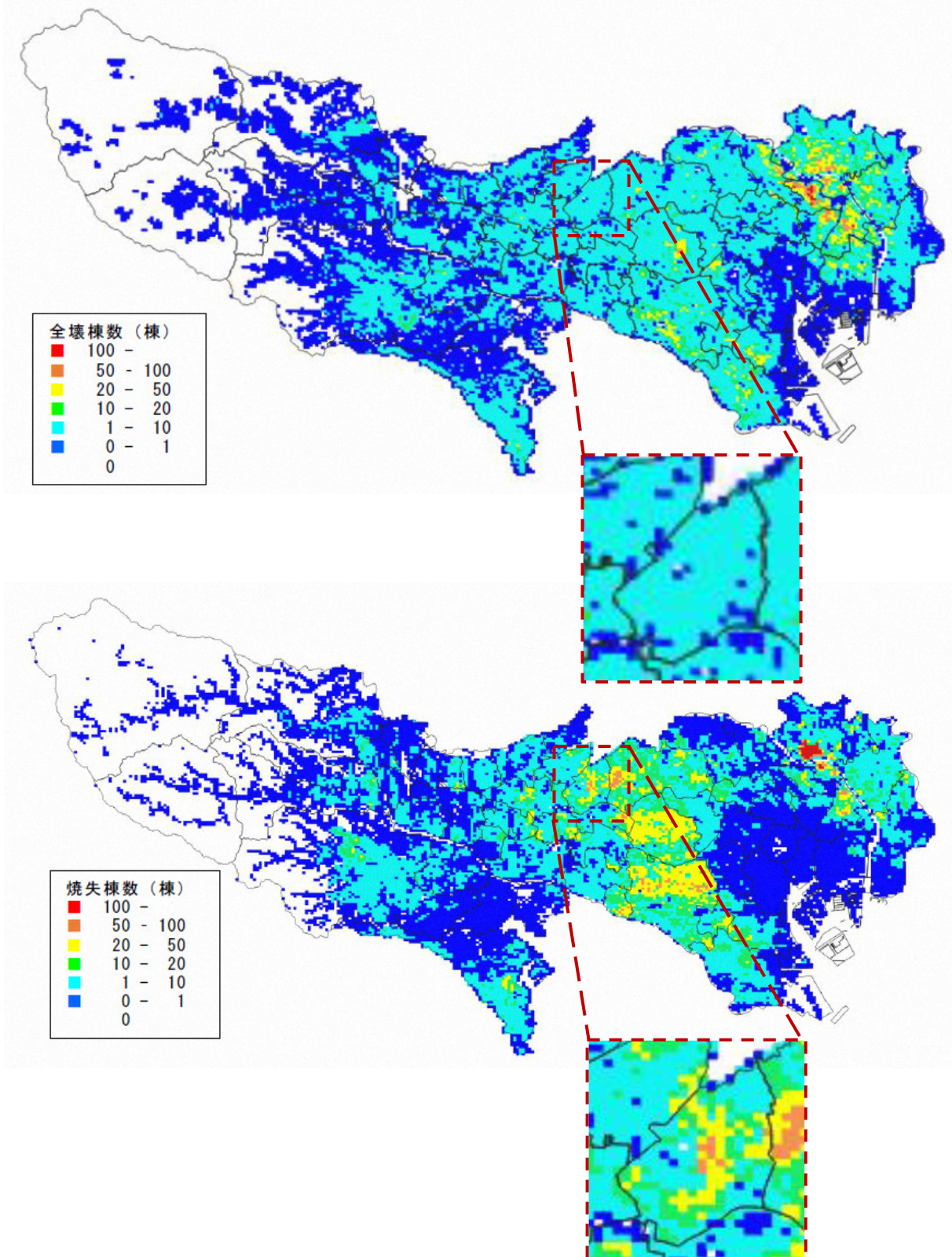


出典:防災都市づくり推進計画(東京都、令和3(2021)年3月一部修正)

5) 多摩東部直下地震による全壊棟数分布・焼失棟数分布

多摩東部直下地震による全壊棟数分布は、1～10 棟の地域が多くなっています。また、多摩東部直下地震による焼失棟数分布は、50～100 棟の範囲をはじめ、市の中央部に多く見られます。

《 多摩東部直下地震による全壊棟数分布・焼失棟数分布 》

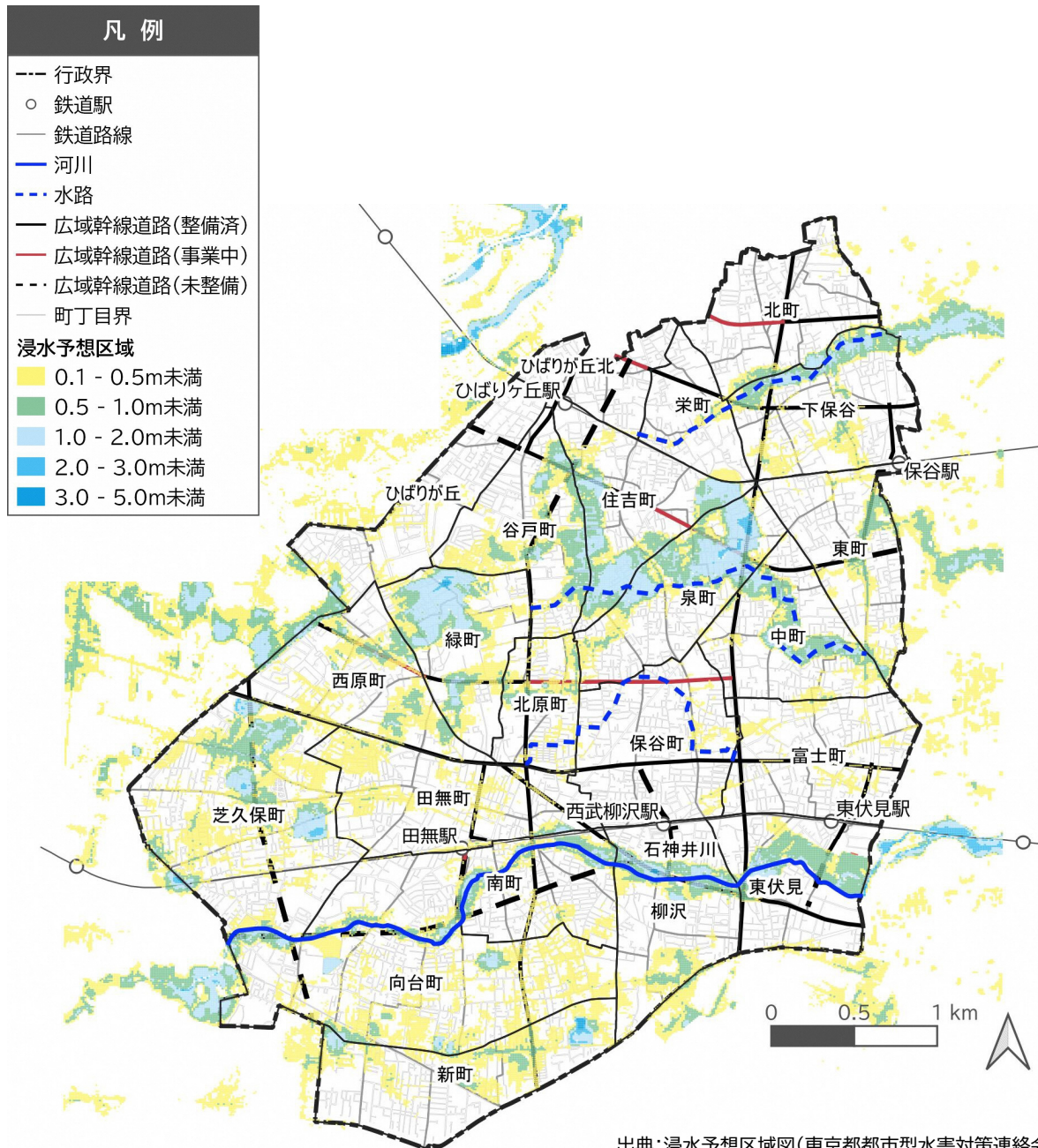


出典：首都直下地震等による東京の被害想定(東京都、令和4(2022)年5月)

6) 浸水予想区域 (想定最大規模)

外水氾濫及び内水氾濫による浸水予想区域は、最も多い 1.0~2.0m未満の区域が主に石神井川や水路沿いのほか、市中央部の中町や泉町、住吉町、谷戸町、緑町に広がっています。

《 浸水予想区域(想定最大規模) 》

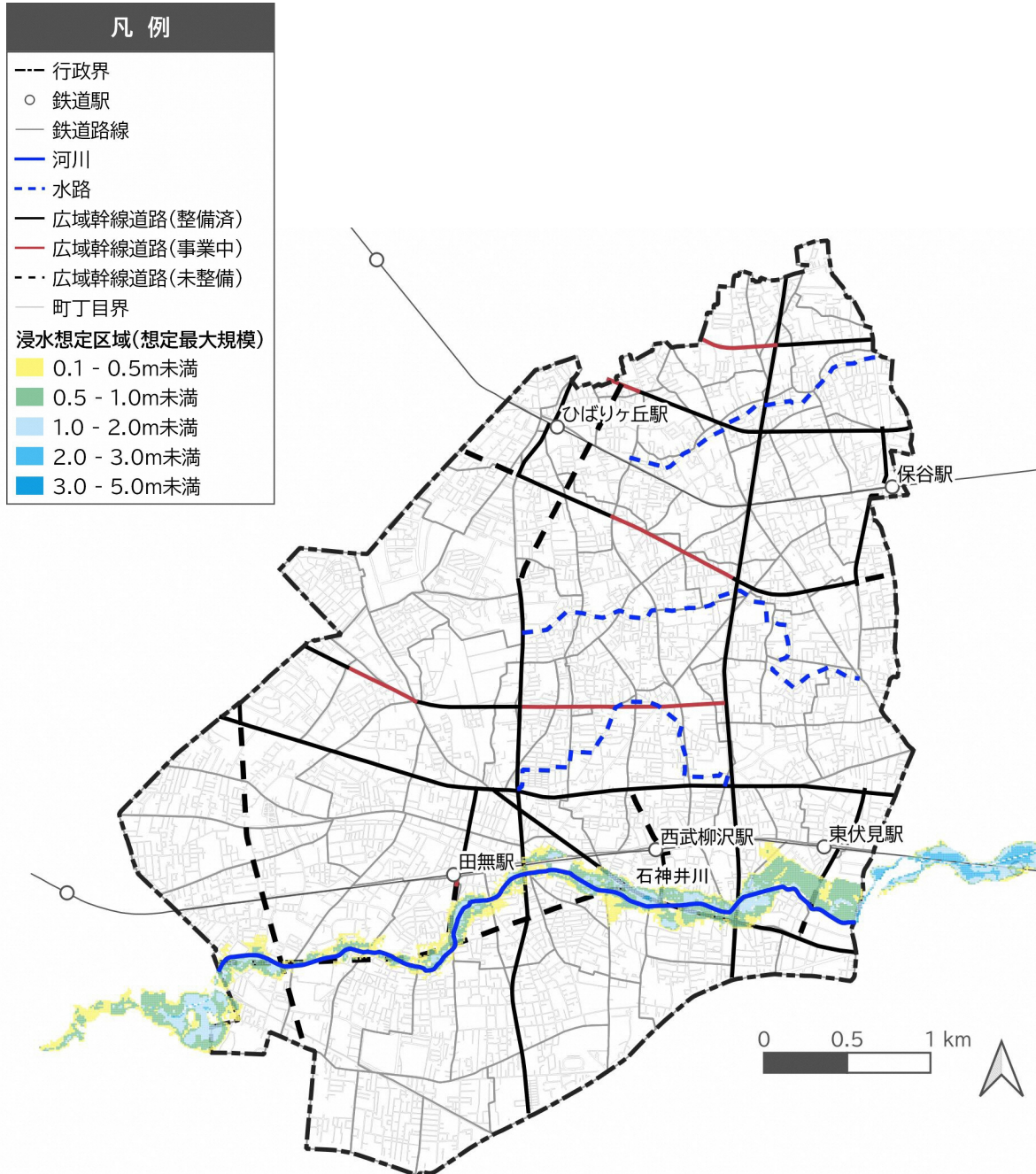


※公表時点の対象河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測
 (対象河川) 石神井川・白子川:令和元(2019)年5月改定
 黒目川・落合川・柳瀬川・空堀川・奈良瀬川:令和元(2019)年12月改定
 (想定降雨) 石神井川・白子川:時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm
 黒目川・落合川・柳瀬川・空堀川・奈良瀬川:時間最大雨量 156mm、総雨量 657mm

7) 浸水想定区域(想定最大規模)

石神井川沿いに外水氾濫による浸水想定区域が広がっています。市内では最大で2.0～3.0m未満浸水することが想定されています。

《 浸水想定区域(想定最大規模) 》



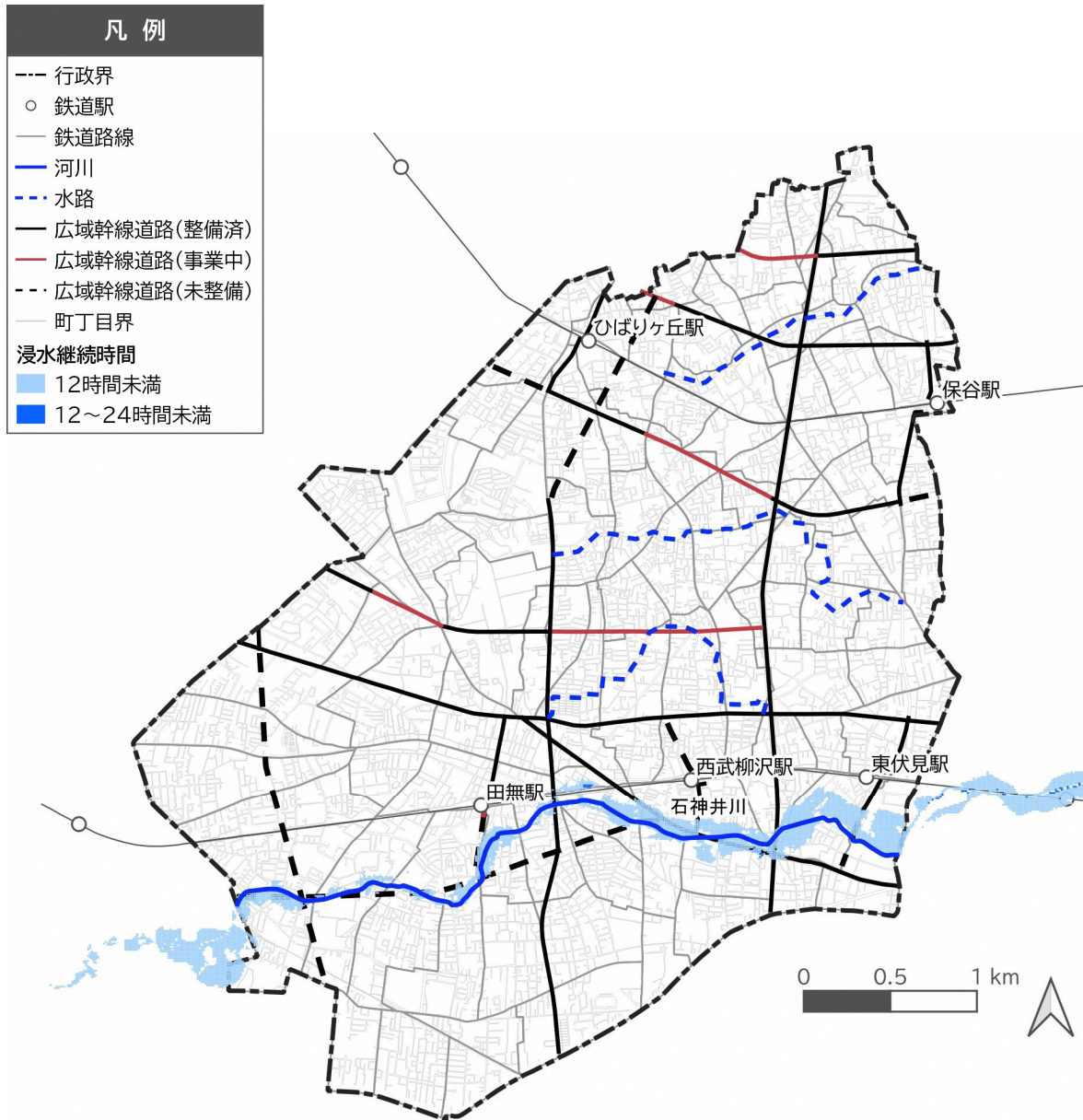
出典: 荒川水系石神井川洪水浸水想定区域図: 想定最大規模(東京都)

※ 指定時点の荒川水系石神井川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、荒川水系石神井川が氾濫した場合の予測
 (作成年月日) 令和元(2019)年5月23日作成
 (対象河川) 荒川水系石神井川
 (想定降雨) 石神井川流域の1時間最大雨量153mm、24時間総雨量690mm

8) 浸水想定区域（浸水継続時間）

想定最大規模降雨における外水氾濫時に避難が困難となる浸水深 50cm 以上の浸水が継続する時間として、石神井川沿いに 12 時間未満浸水する地域が広がっているほか、田無町や柳沢の一部に 12～24 時間未満浸水が継続する地域も存在しています。

《 浸水想定区域(浸水継続時間) 》



出典：荒川水系石神井川洪水浸水想定区域図：浸水継続時間(東京都)

※公表時点の荒川水系石神井川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、荒川水系石神井川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものであり、浸水深 50cm 以上が継続する時間を表示
 (作成年月日) 令和元(2019)年5月23日作成
 (対象河川) 荒川水系石神井川
 (想定降雨) 石神井川流域の1時間最大雨量 153mm、24時間総雨量 690mm

3

災害リスクの高い地域等の抽出

本市で想定される災害ハザード情報について、住宅の分布や、避難所、病院等の都市情報と重ねあわせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行います。

災害ハザード情報と都市情報の重ねあわせ及び、分析の視点は次のとおりです。

なお、地震に関するハザード情報については「多摩東部直下地震による全壊棟数分布・焼失棟数分布」もありますが、防災指針では町丁目別に分析し、市域の中でどこに課題があるか検証するため、よりミクロ的に分析可能な「地震に関する地域危険度測定調査」を用いることとします。

《 災害ハザード情報と都市情報の重ねあわせと分析の視点 》

災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
土砂	土砂災害(特別)警戒区域	建物分布	■住宅等の損壊の危険性
	建物倒壊危険度	建物構造・道路幅員	■地震時の建物倒壊の危険性
地震	火災危険度	避難施設※	■避難施設の活用の可能性
		建物構造・道路幅員	■地震時の火災延焼の危険性
	災害時活動困難係数	避難施設※	■避難施設の活用の可能性
		建物構造・道路幅員	■地震時の災害時活動困難の危険性
総合危険度	避難施設※	■避難施設の活用の可能性	
	建物構造・道路幅員	■地震時の総合的な危険性	
洪水・内水	浸水予想区域(浸水深)	避難施設※	■避難施設の活用の可能性
		建物階数	■垂直避難が困難なおそれ
		医療施設※	■医療施設の継続利用の可能性
		福祉施設・子育て施設※	■福祉施設・子育て施設の継続利用の可能性
	浸水想定区域(浸水継続時間)	緊急輸送道路※	■災害時の活用の可能性
		防災拠点施設※	■防災拠点施設の継続利用の可能性
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	住宅分布	■長期にわたる孤立のおそれ
		建物構造	■建物の倒壊・流出の危険性

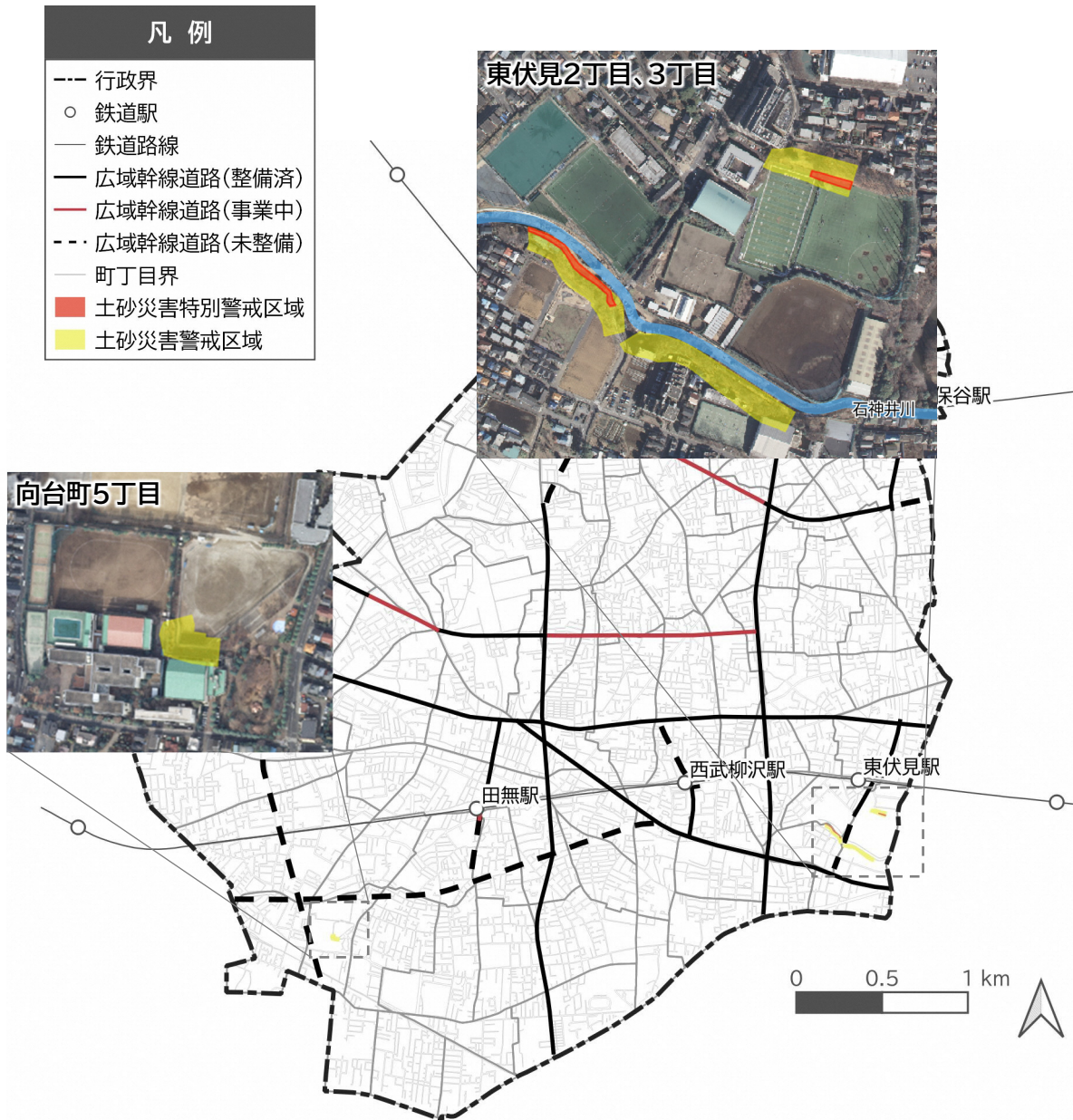
※資料編に掲載

(1) 土砂災害(特別)警戒区域×建物分布(住宅等の損壊の危険性)

土砂災害警戒区域内に立地する住宅は8棟存在しています。この他周辺には早稲田大学のグラウンドや公園、高校、総合体育館等が立地しています。

このうち都立田無高校は、災害時の避難所に指定されているため、避難時には土砂災害の危険性に留意することが求められます。

《 土砂災害(特別)警戒区域と建物分布の重ね 》



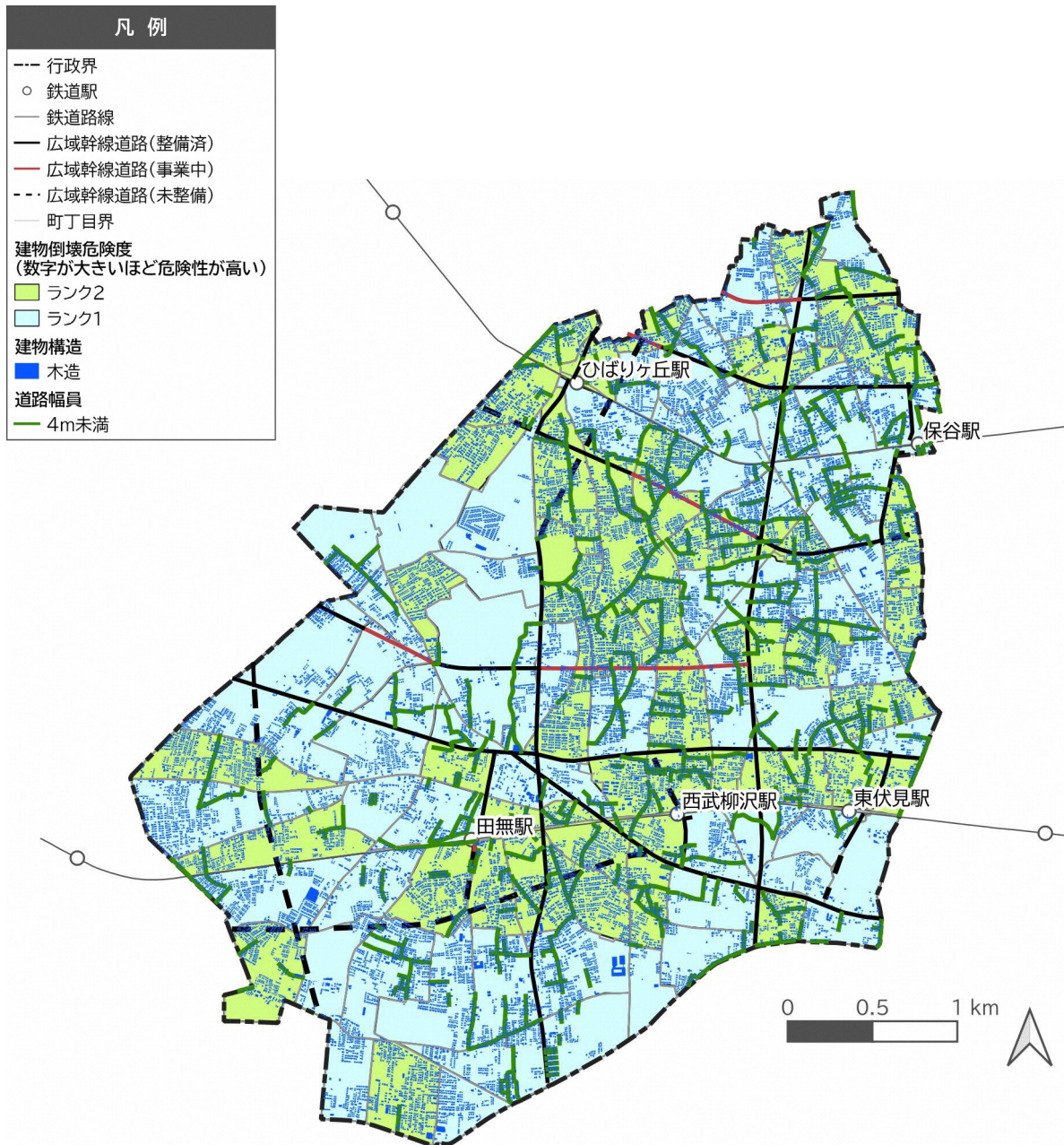
出典:国土数値情報ダウンロードサイト(国土交通省)、土砂災害警戒区域等マップ(東京都)

(2) 建物倒壊危険度×建物構造×道路幅員

(地震時の建物倒壊の危険性)

建物倒壊危険度がランク2である地域には、木造住宅が約 19,100 棟存在しています。これらの地域の中には幅員 4 m未満の道路が通っている地域もあり、地震による建物倒壊が発生した際に道路が通行不能となり、緊急車両の通行や避難が困難になるおそれがあります。

《 建物倒壊危険度と建物構造・道路幅員の重ね 》

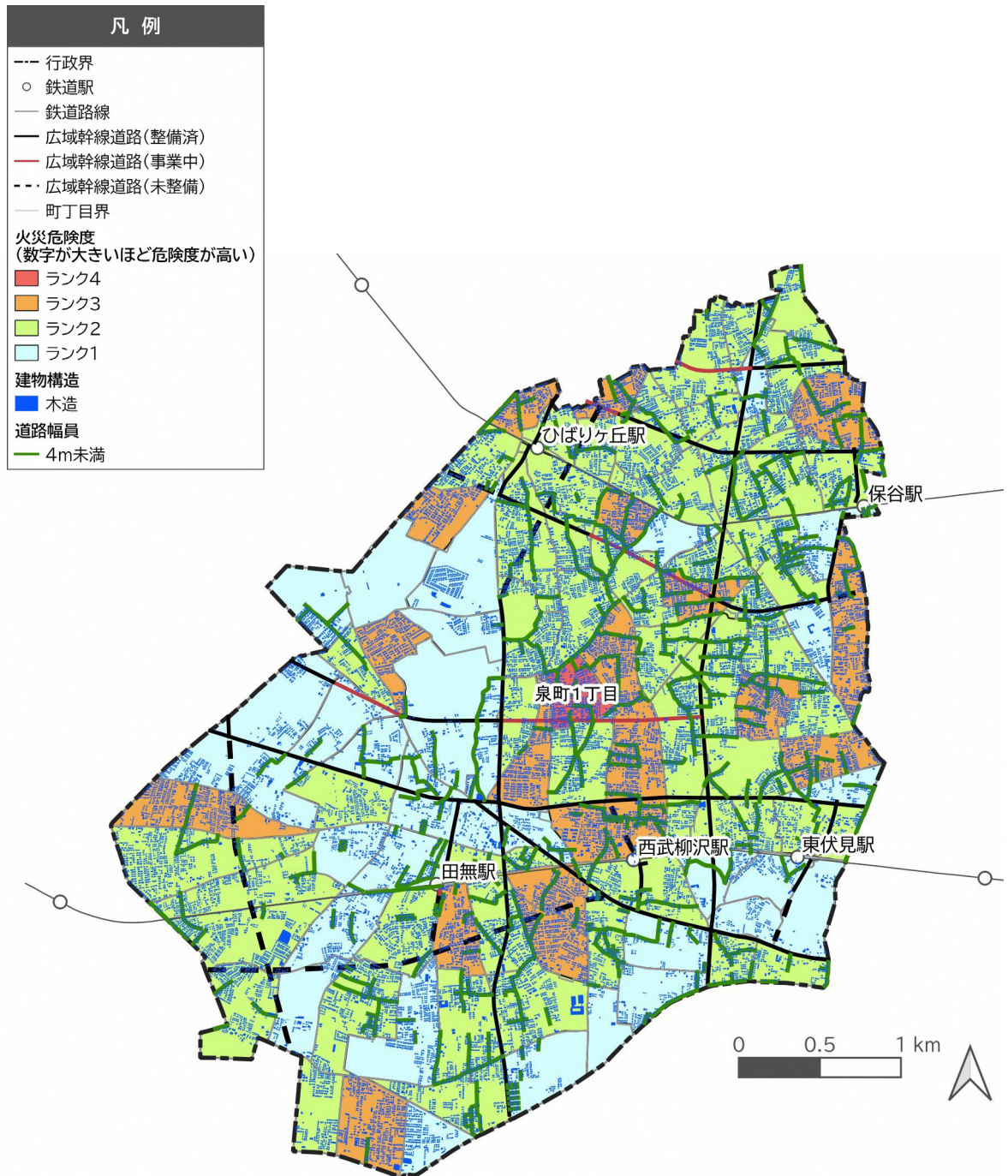


出典：第9回地震に関する地域危険度測定調査(東京都、令和4(2022)年)、都市計画基礎調査(東京都、平成30(2018)年)、道路種別図(西東京市、令和3(2021)年)、道路台帳図(西東京市、令和3(2021)年)

(3) 火災危険度×建物構造×道路幅員（地震時の火災延焼の危険性）

火災危険度がランク4である泉町1丁目には木造住宅が約500棟存在しており密度が高く、幅員4m未満の道路も通っていることから、火災時に延焼が広がりやすく、火災危険度が高くなっています。

《 火災危険度と建物構造・道路幅員の重ね 》

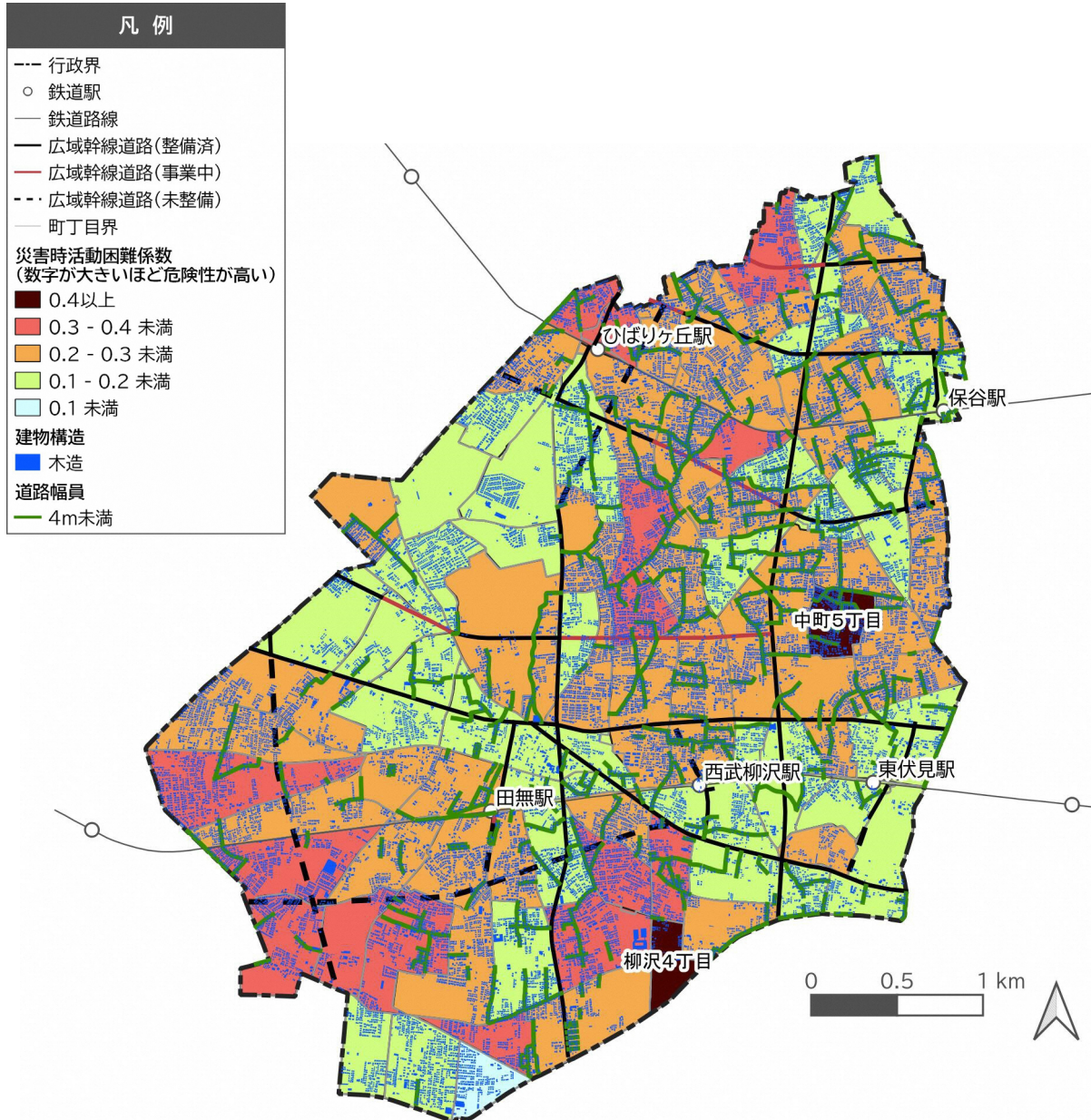


出典：第9回地震に関する地域危険度測定調査(東京都、令和4(2022)年)、都市計画基礎調査(東京都、平成30(2018)年)、道路種別図(西東京市、令和3(2021)年)、道路台帳図(西東京市、令和3(2021)年)

(4) 災害時活動困難係数×建物構造×道路幅員 (地震時の災害時活動困難の危険性)

災害時活動困難係数が 0.4 以上と最も高い分類となっている柳沢 4 丁目には木造住宅が約 50 棟、中町 5 丁目には木造住宅が約 500 棟存在しています。また、幅員 4 m 未満の道路が通っていることや、災害時の活動場所となる広い空間が少ないことなどから危険度が高くなっているため、救助活動できる空間の確保などが求められます。

《 災害時活動困難係数と建物構造・道路幅員の重ね 》

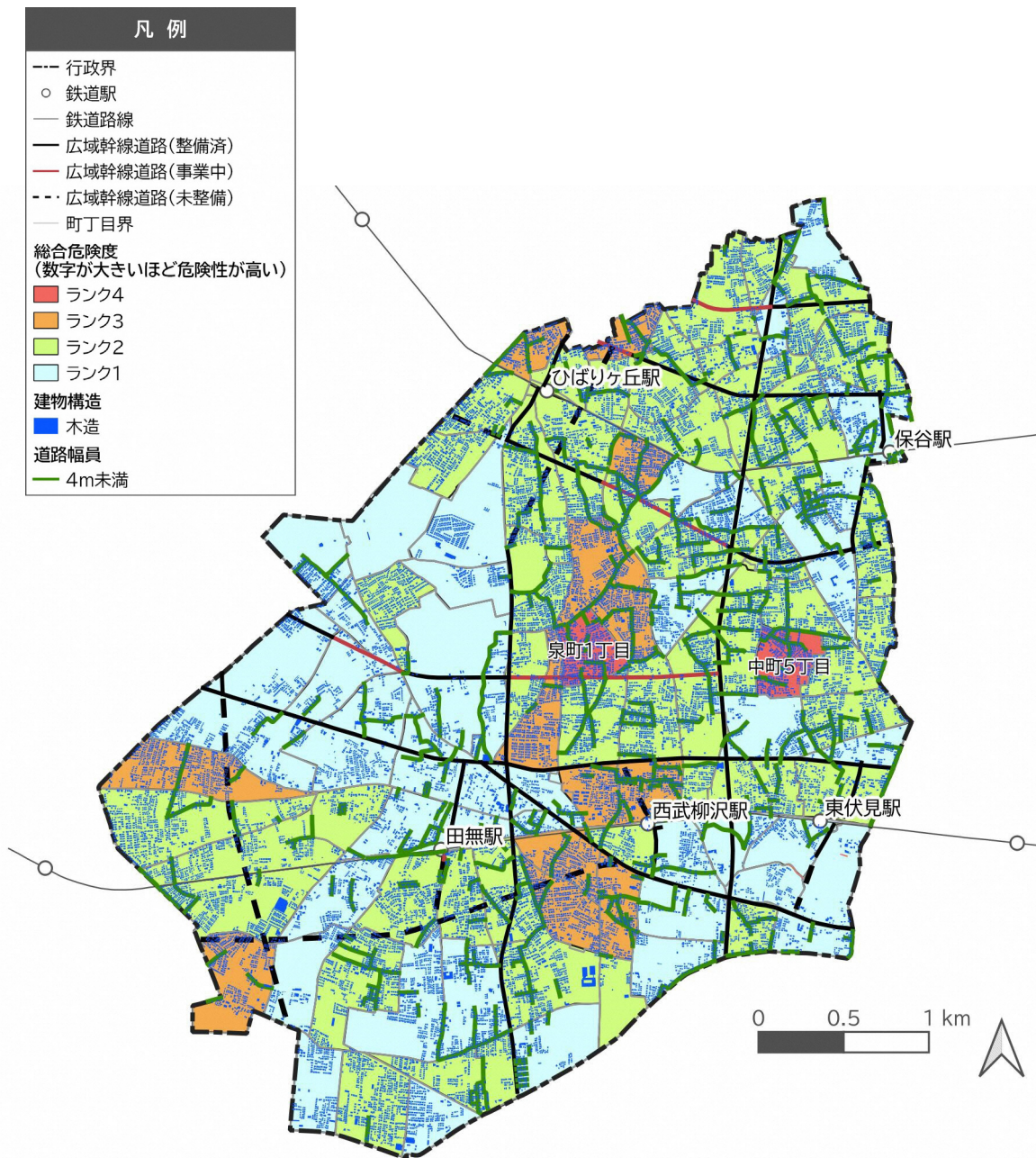


出典：第9回地震に関する地域危険度測定調査(東京都、令和4(2022)年)、都市計画基礎調査(東京都、平成30(2018)年)、道路種別図(西東京市、令和3(2021)年)、道路台帳図(西東京市、令和3(2021)年)

(5) 総合危険度×建物構造×道路幅員（地震時の総合的な危険性）

総合危険度がランク4である泉町1丁目には木造住宅が約500棟、中町5丁目には木造住宅が約500棟存在しており、ランク4とランク3に指定されている地域には合計で約7,200棟の木造住宅が存在しています。危険度の高い地域の中でも特に木造住宅は建物倒壊や火災の危険性が高いため、木造住宅が多い地域では防災・減災のための対策を推進することが求められます。

《 総合危険度と建物構造・道路幅員の重ね 》



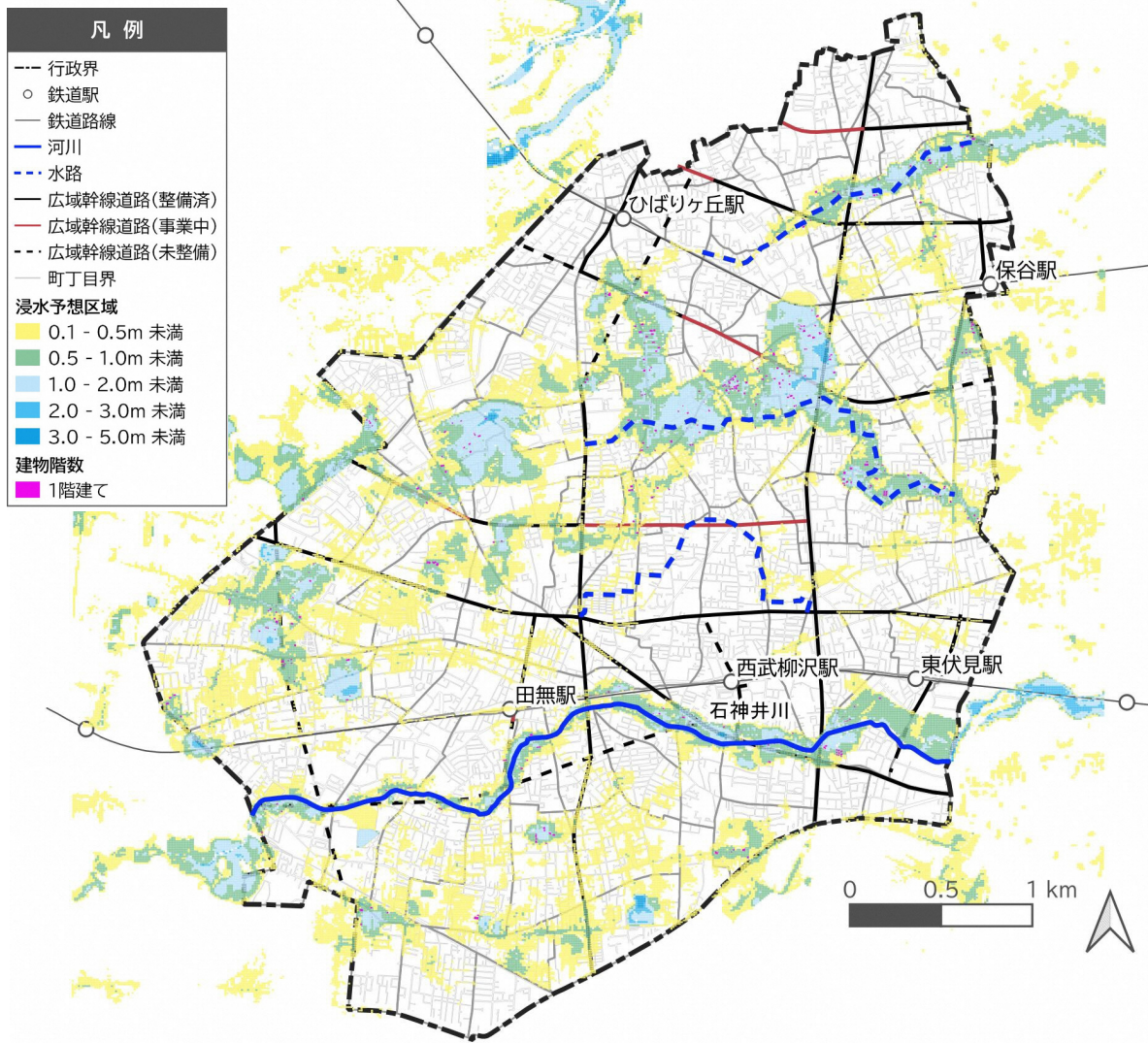
出典:第9回地震に関する地域危険度測定調査(東京都、令和4(2022)年)、都市計画基礎調査(東京都、平成30(2018)年)、道路種別図(西東京市、令和3(2021)年)、道路台帳図(西東京市、令和3(2021)年)

(6) 浸水予想区域(浸水深) × 建物階数

(垂直避難が困難なおそれ)

市内において、浸水予想区域内に立地する住宅は約 19,800 棟存在しています。建物階数が予想浸水深に対して低く、垂直避難が困難なおそれのある住宅は、浸水深 0.5~3.0 m未満の区域に立地する 1 階建ての建物で、約 400 棟となっています。

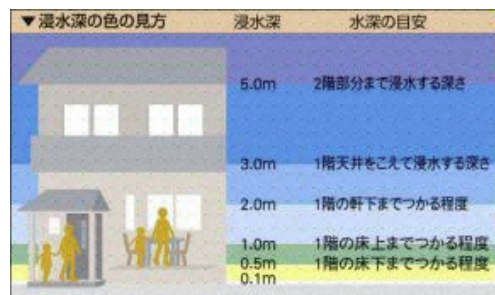
《 浸水予想区域(浸水深)と建物階数の重ね 》



出典:浸水予想区域図(東京都都市型水害対策連絡会、石神井川・白子川:令和元(2019)年 5 月、黒目川・落合川・柳瀬川・空堀川・奈良瀬川:令和元(2019)年 12 月)、都市計画基礎調査(東京都、平成 30(2018)年)

※図中の 1 階建て建物は、浸水深 0.5~3.0m未満の区域内のみ表示。

《 浸水深の目安 》



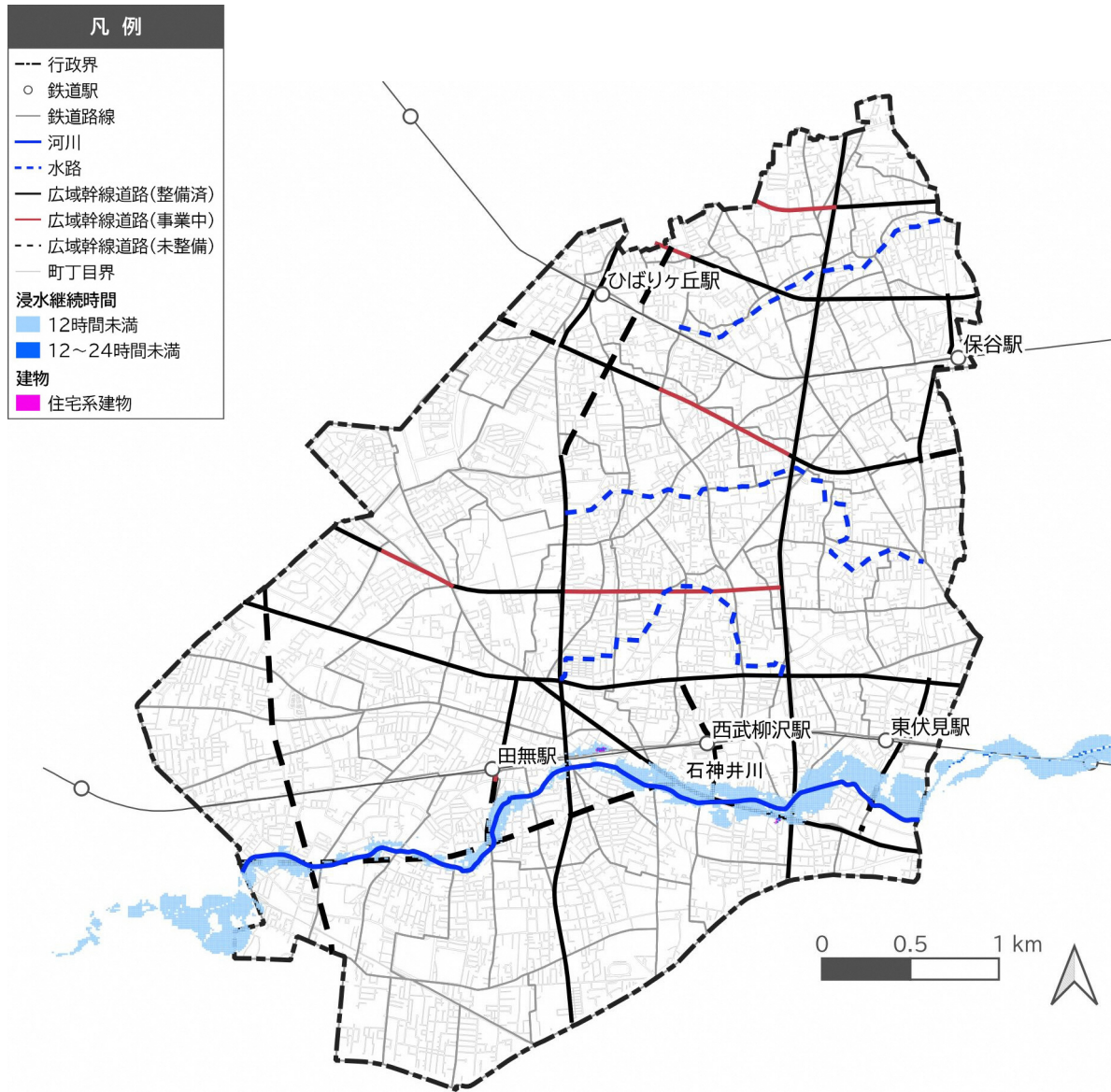
出典:西東京市浸水ハザードマップ(令和 3(2021)年)

(7) 浸水想定区域（浸水継続時間）×住宅分布 （長期にわたる孤立のおそれ）

浸水継続時間が 12～24 時間未満となる区域には、石神井川沿いに約 20 棟の住宅系用途を含む建物が立地しています。

それら孤立が想定される住宅に住む高齢者等の健康障害等が懸念されます。

《 浸水想定区域(浸水継続時間)と住宅系用途を含む建物の重ね 》



出典：荒川水系石神井川洪水浸水想定区域図：浸水継続時間（東京都、令和元（2019）年 5 月）、都市計画基礎調査（東京都、平成 30（2018）年）

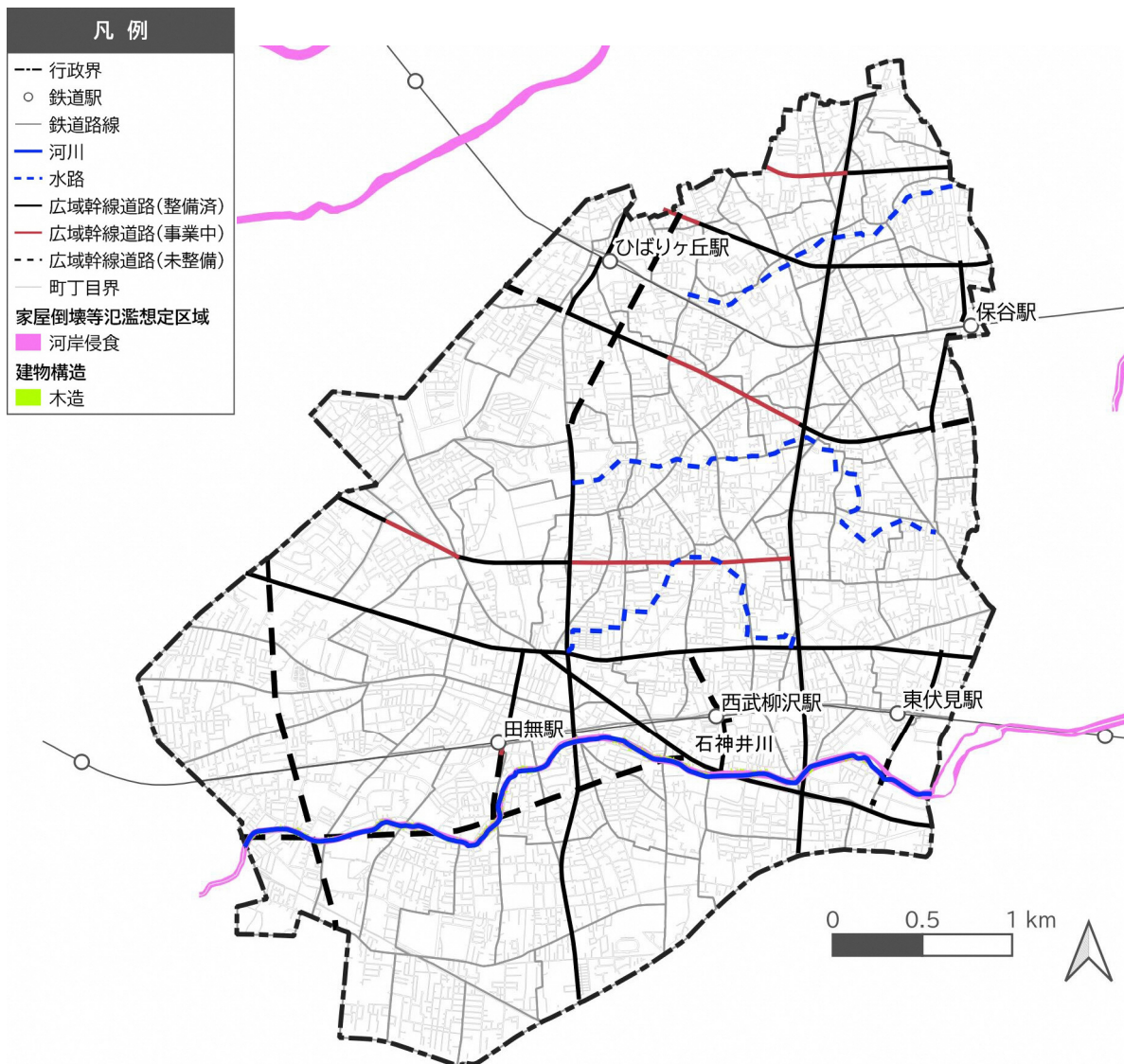
※図中の住宅系建物は、浸水継続時間が 12～24 時間未満の区域内のみ表示。

(8) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) × 建物構造

(建物の倒壊・流出の危険性)

氾濫流による河岸の侵食を受け、建物の倒壊・流出などの危険性がある区域である家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)には、石神井川沿いに約500棟の建物が立地しています。そのうち、約80%の約400棟が木造となっており、浸水深に基づく垂直避難よりも、立退き避難を選択することが求められる区域となっています。

《 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物構造の重ね 》



出典: 荒川水系石神井川洪水浸水想定区域図: 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(東京都、令和元(2019)年5月)、都市計画基礎調査(東京都、平成30(2018)年)

※ 図中の木造建物は、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内のみ表示。

4

地域ごとの防災上の課題の整理

分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、防災上の課題を整理します。

(1) 災害リスクごとに想定される防災上の課題

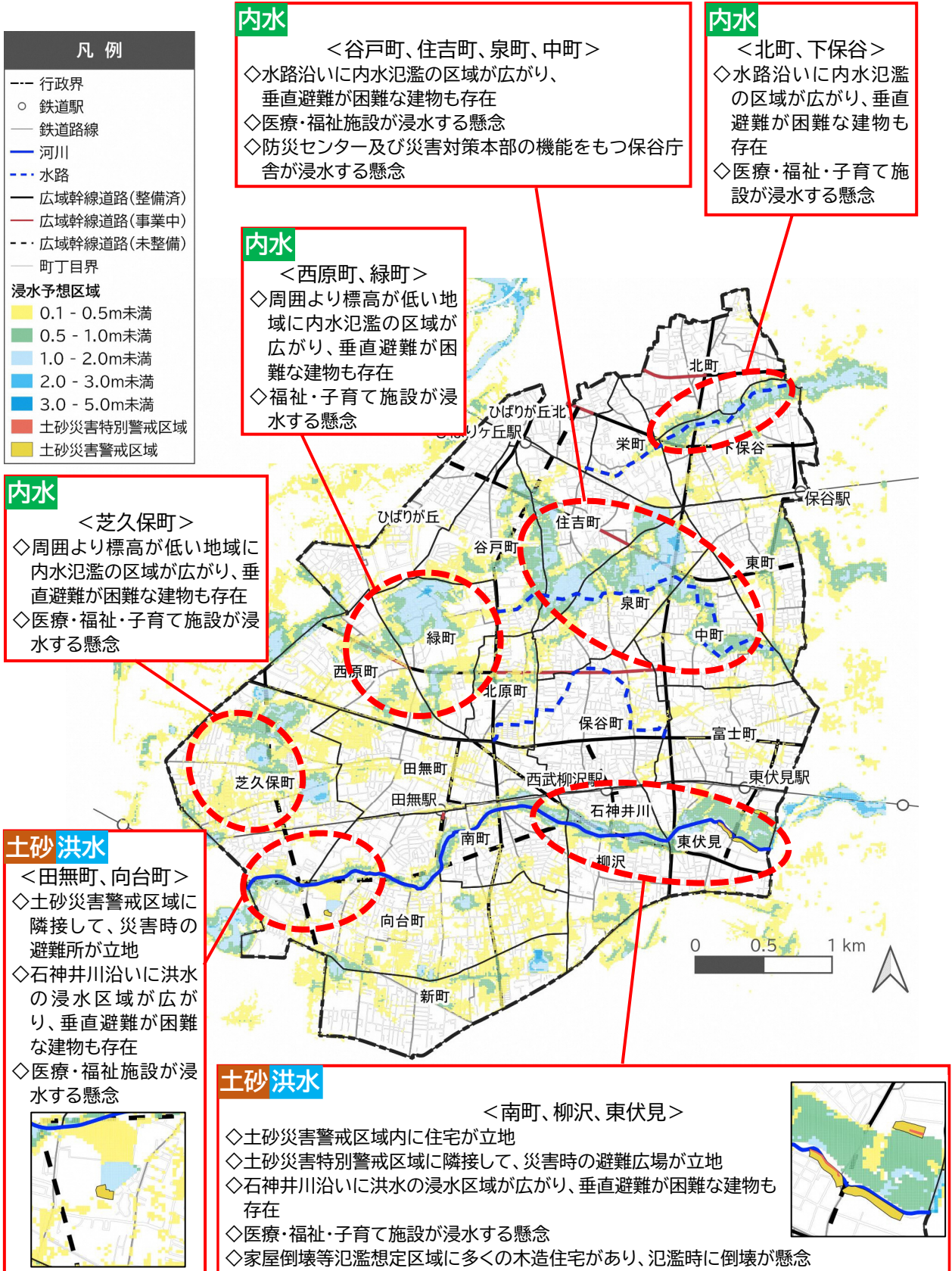
分類	防災上の課題
<p>土砂</p>	<p>【土砂災害のおそれ】 ○一部の地域では、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害警戒区域内には住宅が立地しています。また、周辺には災害時の避難所や避難広場が設置されています。 ⇒土砂災害防止対策を推進するとともに、避難場所の整備・改良及び指定見直しが必要です。</p>
<p>地震</p>	<p>【地震時の被害拡大のおそれのあるエリアの存在】 ○木造住宅や狭い道路がまとまって存在することにより、地震発生時において建物倒壊や火災の危険性が高いエリアが存在しています。 ⇒地震発生時の被害拡大を防止するための耐震化の推進や不燃化、道路の幅幅による避難経路や緊急車両の進入経路の確保、防災機能をもつ公園等のオープンスペースの確保が必要です。</p>
<p>洪水 石神井川</p>	<p>【自宅等での垂直避難・避難所等への立退き避難】 ○石神井川沿いに浸水想定区域が存在し、想定最大規模の浸水が発生した場合、自宅等での垂直避難が困難となることが想定される建物が多数あるとともに、半日程度の浸水も想定されています。 ⇒河川改修等による浸水対策のほか、避難所などの避難場所も含めた高い建物へ迅速に立退き避難できる対策、垂直避難しやすい住環境の形成が必要です。</p> <p>【都市機能施設の機能低下】 ○浸水想定区域内に立地する医療施設や福祉施設、子育て施設等は、被災した場合のリスクが大きく、洪水被害により一定期間機能が低下するおそれがあります。 ⇒河川改修等のハード対策のほか、情報発信等のソフト対策が必要です。</p> <p>【緊急輸送道路の浸水対策】 ○緊急輸送道路に指定されている青梅街道や調布保谷線、府中道の一部では、洪水により、自動車等の通行の支障などが懸念される浸水深 0.3m以上の区域があります。 ⇒緊急輸送道路での物資輸送ルート確保が必要です。</p>

分類	防災上の課題
<p data-bbox="231 293 300 331">洪水</p> <p data-bbox="205 353 322 387">石神井川</p>	<p data-bbox="355 248 775 282">【家屋倒壊等氾濫想定区域の存在】</p> <p data-bbox="355 297 1369 378">○石神井川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が想定されており、特に建物の倒壊・流出の危険性を有しています。</p> <p data-bbox="355 394 1241 427">⇒河川の護岸整備のほか、立退き避難の体制や行動の強化が必要です。</p>
<p data-bbox="231 730 300 768">内水</p>	<p data-bbox="355 456 692 490">【都市型水害への対策強化】</p> <p data-bbox="355 506 1369 586">○局地的な豪雨が発生した場合などに内水氾濫の危険性があり、床上浸水家屋や機能低下する都市施設等の被害が発生するおそれがあります。</p> <p data-bbox="355 602 1369 728">⇒下水道の整備など内水氾濫対策の推進とともに、早期の避難行動の促進や垂直避難可能な住環境・避難所・避難体制の整備、及び、農地・緑地などの保水・遊水機能を活用したグリーンインフラの整備が必要です。</p> <p data-bbox="355 761 692 795">【緊急輸送道路の通行困難】</p> <p data-bbox="355 810 1337 936">○緊急輸送道路に指定されている青梅街道や調布保谷線、府中道の一部区間では、自動車等の通行支障などが懸念される浸水深0.3m以上の区域があります。</p> <p data-bbox="355 952 1369 1032">⇒浸水被害を軽減する対策を推進するとともに、緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルート確保が必要です。</p>

(2) 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題（土砂災害・水害）

想定される主な災害リスクと防災上の課題は次のとおりです。

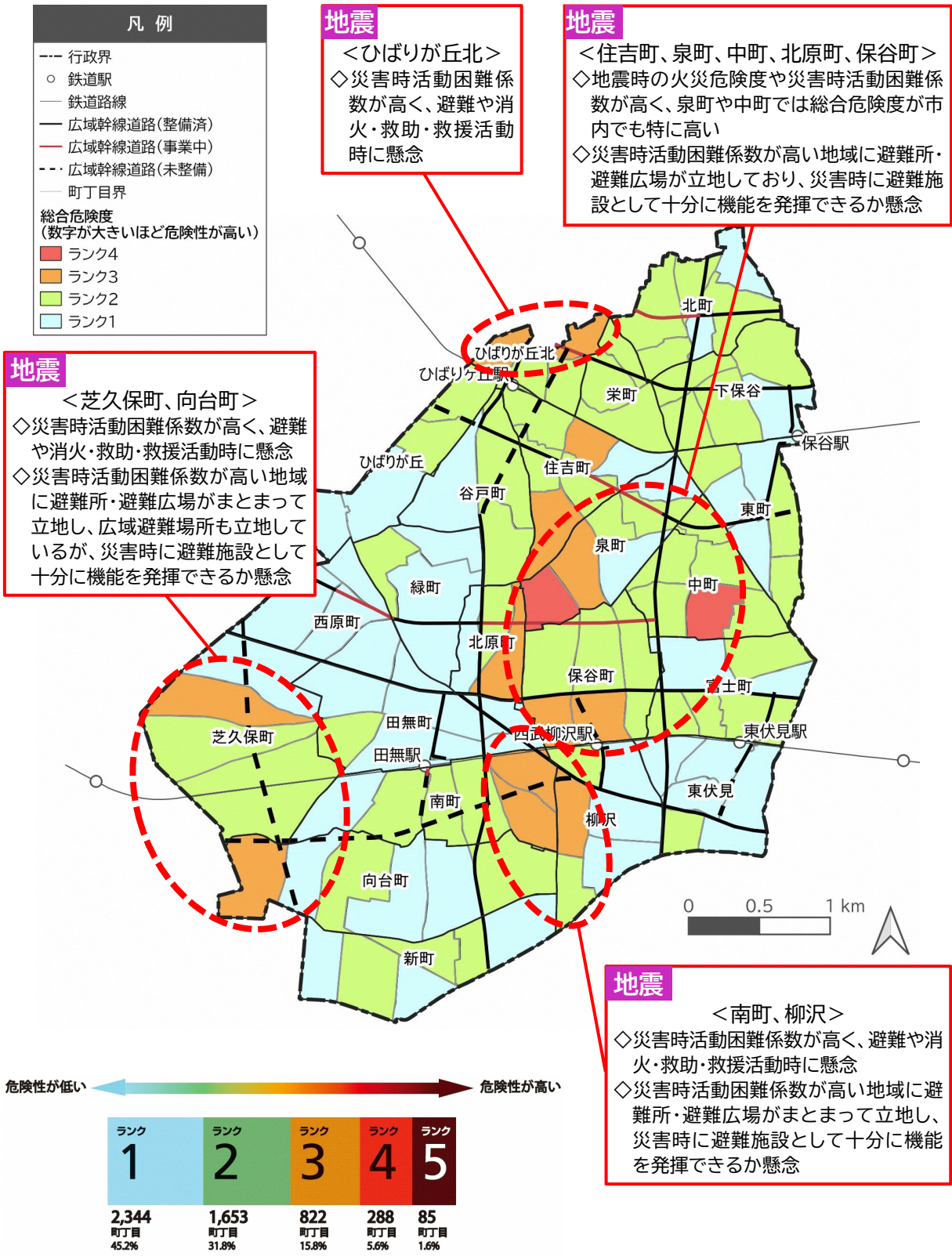
《 土砂災害と浸水予想区域の重ね 》



(3) 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題（地震災害）

想定される主な災害リスクと防災上の課題は次のとおりです。

《 地震の総合危険度 》



5

防災まちづくりの将来像、取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

都市計画マスタープランの全体構想で示した4つの「まちづくりの目標」において、目標1では「身近にみどりを感じられるまちの形成を目指します。」として、本市が有する農地や公園等のみどりの維持・保全による住環境との調和に加え、石神井川の水辺など身近で自然に親しみ、やすらぎを感じられるまちづくりを目指すものとしています。

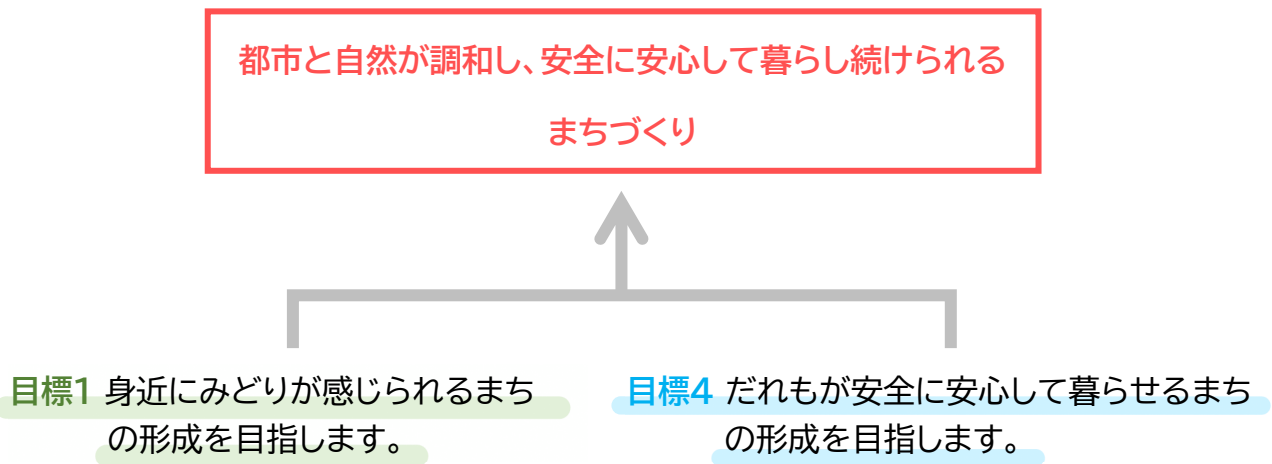
また、目標4では「だれもが安全に安心して暮らせるまちの形成を目指します。」として、防災・減災力の強化に努める中、安全に安心して暮らせるまちを目指すものとしています。

これら両方の目標を達成するためには、「自然」がもたらす豊かな恵みや、やすらぎと災害リスクの両面を理解しながら、都市と自然が調和したまちづくりが大切となります。

本市は、農地や公園等のみどりに囲まれた住宅地を横断するように、石神井川をはじめ河川の支線となる水路があり、このような特徴を重視したまちづくりが求められます。

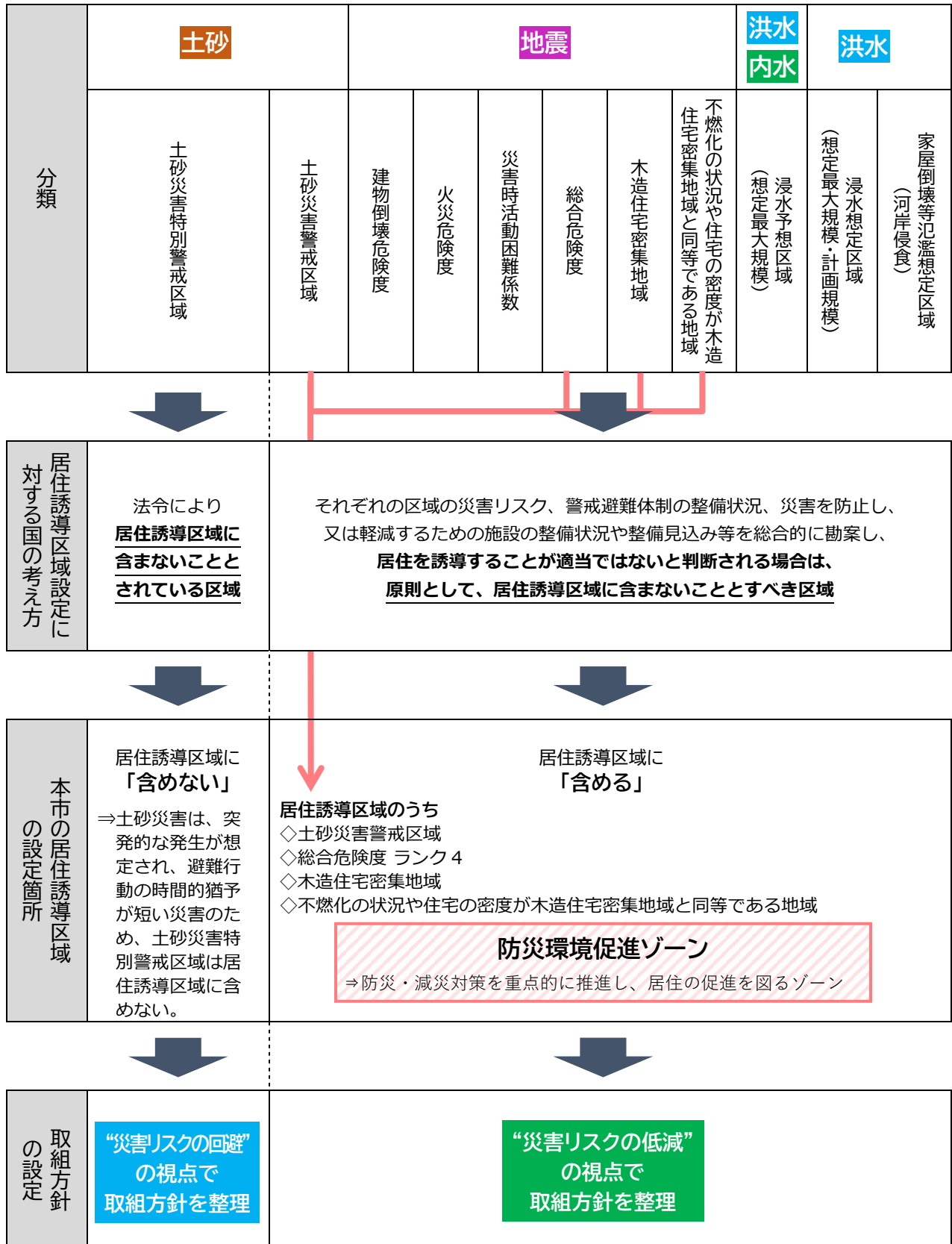
よって、目標1及び目標4の達成に向けた取組を推進していくことにより、都市と自然が調和した都市空間の形成を目指すため、以下に示す防災まちづくりの将来像を掲げます。

《 防災まちづくりの将来像 》



(2) 取組方針の設定の考え方

居住誘導区域の設定の考え方や防災まちづくりの将来像を踏まえるとともに、地域ごとの課題を踏まえた防災・減災に対する取組方針の設定の考え方は次のとおりです。



(3) 防災まちづくりの取組方針

土砂、地震、洪水、内水の各災害ハザードエリアにおける取組方針、及び各災害共通の取組方針は下記のとおりとします。

分類	取組方針
土砂	◇土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域から除外し、届出制度に基づく居住の立地誘導によるリスクの回避とともに、土砂災害警戒区域についても土砂災害防止のための安全対策を推進します。
地震	◇建物の耐震化・不燃化の促進、道路の整備、オープンスペースの確保などにより安全性を向上します。
洪水	◇洪水については、河川改修や調節池などのハード整備等により洪水被害の低減を図ります。
内水	◇下水道の整備や農地等のグリーンインフラの活用などを推進し、内水被害の低減を図ります。
各災害共通	◇災害リスクの周知を図るとともに、市民の防災意識の啓発を推進します。 ◇災害時に安全に避難できる環境・体制を充実させます。

6

具体的な取組、スケジュール

防災上の課題を踏まえて整理した将来像の達成や、取組方針を推進するため、具体的な取組とスケジュールを整理します。各取組は「西東京市国土強靱化地域計画」や「西東京市地域防災計画」などの計画と連携しながら、個別の実実施計画などにおいて具体化を図ります。

≪ 具体的な取組・スケジュール(1/4) ≫

※「取組施策」において、既存計画をもとにしたものは、次の記号を付しています。

【都市】：西東京市都市計画マスタープラン

【強靱】：西東京市国土強靱化地域計画

【地域】：西東京市地域防災計画

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体・関係者			スケジュール		
		土砂	地震	洪水	内水		国	東京都	西東京市 市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスクの回避	規制誘導	●				1) 立地適正化計画に基づく居住誘導 ◇居住誘導区域外とした土砂災害特別警戒区域においては、立地適正化計画に基づく届出制度による居住を誘導【都市】			● ●			→
リスクの低減(ハード対策)	安全化対策の推進	●				2) 緑地機能の保全 ◇都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施【強靱】			● ● ●			→

≪ 具体的な取組・スケジュール(2/4) ≫

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体・関係者			スケジュール		
		土砂	地震	洪水	内水		国	東京都	西東京市 市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスクの低減 (ハード対策)	耐震化・不燃化、道路拡幅		●			3) 建物倒壊や火災の危険度が高い地域の改善 ◇木造住宅が密集する地域や緊急車両の進入が困難な地域における、建築物の耐震化・不燃化、道路拡幅の推進、オープンスペースの確保などによる安全性の向上 【都市】【強靱】			● ●			→
	延焼遮断帯確保		●			4) 延焼遮断帯の整備・保全 ◇骨格防災軸や延焼遮断帯である西 3・3・14 号線の着実な事業の推進、未着手となっている西 3・3・3 号線及び西 3・4・26 号線の西 3・5・4 号線より南側の早期事業化を要請 【都市】【強靱】			● ● ●			→
						◇オープンスペース(公園・農地・道路・鉄道・河川等)が有する延焼遮断機能の活用 【強靱】			● ● ●			→
						◇主要道路における延焼遮断帯としての積極的な緑化、建築物の不燃化などの推進 【都市】【強靱】			● ● ●			→
	建物対策		●			5) 建築物の耐震化の促進 ◇西東京市耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震化の促進 【都市】【強靱】			● ● ●			→
	流域治水			●		6) 石神井川の流域治水対策の促進 ◇東京都主導による流域自治体などの横の連携に基づく、石神井川の護岸整備や地下調節池の整備等の促進 【都市】			● ●			→
	雨水流出抑制				●	7) 流出抑制施設の整備 ◇雨水幹線の整備や雨水貯留浸透施設の設置、既設雨水管きよの改修工事等の浸水対策事業の促進 【都市】【強靱】			● ●			→
						◇宅地開発に対する雨水流出抑制の指導及び個人住宅への雨水浸透施設設置工事等に対する助成事業の推進 【都市】【強靱】			● ●			→
				●	8) 保水機能の保全 ◇グリーンインフラの活用の視点から農地の保全や緑地等の整備を促進 【都市】			● ● ●			→	

≪ 具体的な取組・スケジュール(3/4) ≫

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体・関係者			スケジュール		
		土砂	地震	洪水	内水		国	東京都	西東京市 市民等	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減 (ハード対策)	避難対策					9) 避難路・避難場所などの確保 ◇避難所等に通じる幹線道路などの整備・改良にあわせた、避難経路の確保【都市】	●	●		→		
		●	●	●	●	◇防災機能を有する公園の整備、農業者との協力による災害時協力農地の確保【都市】【強靱】		●	●	→		
						◇避難生活の環境確保に向けた再生可能エネルギーの導入推進【都市】【強靱】		●		→		
						◇応急対策活動に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握【強靱】		●	●	→		
	ライフラインの防災性向上					10) ライフラインの災害対応力の強化と早期復旧 ◇発災時におけるライフライン機能の維持・確保や、早期復旧を図るための上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関との連携による災害対応力の強化【地域】	●	●	●	→		
		●	●	●	●	◇物資供給ルート確保・充実に向けた、鉄道連続立体交差化の推進及び付属街路整備等による踏切除却の推進、交通結節点機能の強化【強靱】		●	●	●	→	
	防災施設整備					11) 防災施設の計画的な整備 ◇備蓄倉庫や防火水槽等の計画的な防災施設の更新・備蓄食糧の管理・資器機材の整備【強靱】【地域】		●	●	→		

≪ 具体的な取組・スケジュール(4/4) ≫

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体・関係者			スケジュール					
		土砂	地震	洪水	内水		国	東京都	西東京市 市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)			
リスクの低減(ソフト対策)	規制誘導					12)法令に基づく指導 ◇がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、指導を実施【強靱】	●	●	●	●	→				
						13) 防災性の高い市街地整備 ◇敷地面積の最低限度の導入や建蔽率、容積率の見直しにあわせた防火地域・準防火地域の指定検討【都市】【強靱】				●	●	●	→		
						14) 建物の不燃化促進 ◇都市の不燃化の促進を図るため、適切に防火地域又は準防火地域の指定を行う【強靱】						●	●	→	
	意識啓発					15) 防災意識の啓発 ◇各種ハザードマップの更新・周知、防災教育などによる、市民の防災意識の醸成【強靱】【地域】 ◇タイムラインの作成・運用【強靱】【地域】				●	●	●	→		
												●	●	→	
	防災体制						16) 防災体制の充実 ◇防災訓練や共助による防災体制の充実のための防災市民組織等の活動支援・強化【強靱】【地域】 ◇他自治体や国などの機関、民間などとの災害時応援協定の充実・連携強化【強靱】【地域】 ◇関係機関と連携した、要配慮者に対する防災情報の提供及び防災訓練実施等の支援【強靱】【地域】 ◇官公庁との平常時から情報交換や訓練等を行うことによる、連携体制の強化【強靱】【地域】				●	●	●	→	
														→	
														→	
														→	
	情報発信						17) 適切な情報発信 ◇事業者等が用途地域などの調査を実施する際、適切に情報を提供【強靱】						●	●	→
						18) 情報伝達手段の計画的な整備 ◇防災行政無線、西東京市安全・安心いーなメール、ホームページなど様々な媒体を活用した伝達の実施【強靱】【地域】						●	●	→	
事前準備						19) 復興まちづくりの事前準備 ◇西東京市業務継続計画(地震災害編)の検証や見直しとともに、業務継続に必要な体制の構築【強靱】【地域】				●	●	●	→		